

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)

# ◆ いざ出陣! KOFU国スポ<sup>20</sup><sub>27</sub>

## 標章、マスコット等の使用手引

令和 8 年 5 月



第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)  
山梨県実行委員会

## 目次

---

はじめに	……1
注意事項	……1
使用の手続き	……2
大会マスコット一覧	……3
大会愛称(テーマ)規定書体	……3
「標章」、「真素コット等」の使用までの流れ	……4
公共目的使用	……5
商業目的使用	……6
デザイン使用のルール	……7
大会マスコットイラストガイドライン	……8
Q&A	……9

## はじめに

---

この「使用の手引き」は、2027年に山梨県で開催される第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)「❖いざ出陣! KOFU国スポ 2027」における標章、マスコット等の使用に関する基本ルールをまとめたものです。

この「使用の手引き」とともに、「第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)に係る標章等使用取扱規程」(令和8年5月13日施行)、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)が定める「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程」(平成23年6月24日制定。以下「JSPO 標章使用規程」という。)及び「国民スポーツ大会関係標章使用のガイドライン」を確認し、デザイン使用のルールや注意事項等に留意し、広くご活用ください。

## 注意事項

---

使用目的が以下の項目に該当する場合は、使用をお断りすること、又は使用許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- ① スポーツ又は国民スポーツ大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- ② JSPO 標章使用規程に規定される使用上の遵守事項に従わないとき。
- ③ 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- ④ 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- ⑤ 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- ⑥ 使用目的が明らかでないとき。
- ⑦ 大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれがあるとき。
- ⑧ その他会長が標章、マスコット等の使用について不相当と認めるとき。

### 【お問い合わせ先・申請書等提出先】

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)山梨県実行委員会事務局  
(山梨県観光文化・スポーツ部 国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会準備室)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL:055-225-3959

FAX:055-223-1786

E-mail:sports-js@pref.yamanashi.lg.jp

## 使用の手続き

使用目的、使用する標章、マスコット等により、申請手続きは異なります。

### ●公共目的使用

「❖いざ出陣！KOFU国スポ2027」の広報啓発などの目的で使用する場合。

### ●商業目的使用

商品、景品、広報宣伝等の目的で使用する場合。

### ●使用できる標章、マスコット等と申請先

使用できる標章、マスコット等		申請先	
		公共目的使用	商業目的使用
標章	国民スポーツ大会マーク	公益財団法人 日本スポーツ協会 ★	
	国民スポーツ大会を表す言葉		
マスコット等	❖いざ出陣！KOFU国スポ2027 大会マスコット	第81回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会(ショートトラック・フィギュア) 山梨県実行委員会	
	❖いざ出陣！KOFU国スポ2027 大会愛称(テーマ)規定書体		

### ★公益財団法人日本スポーツ協会の連絡先

公益財団法人日本スポーツ協会 ブランド戦略部 マーケティング戦略課

〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内

T E L: 03-6910-5804

F A X: 03-6910-5820

E-mail: [campaign@japan-sports.or.jp](mailto:campaign@japan-sports.or.jp)

## 大会マスコット一覧

---

### ■ショートトラック競技



### ■フィギュア競技



### ■共通使用



## 大会愛称(テーマ)規定書体

---

### ■1行

◆ いざ出陣! **KOFU国スポ<sup>20</sup><sub>27</sub>**

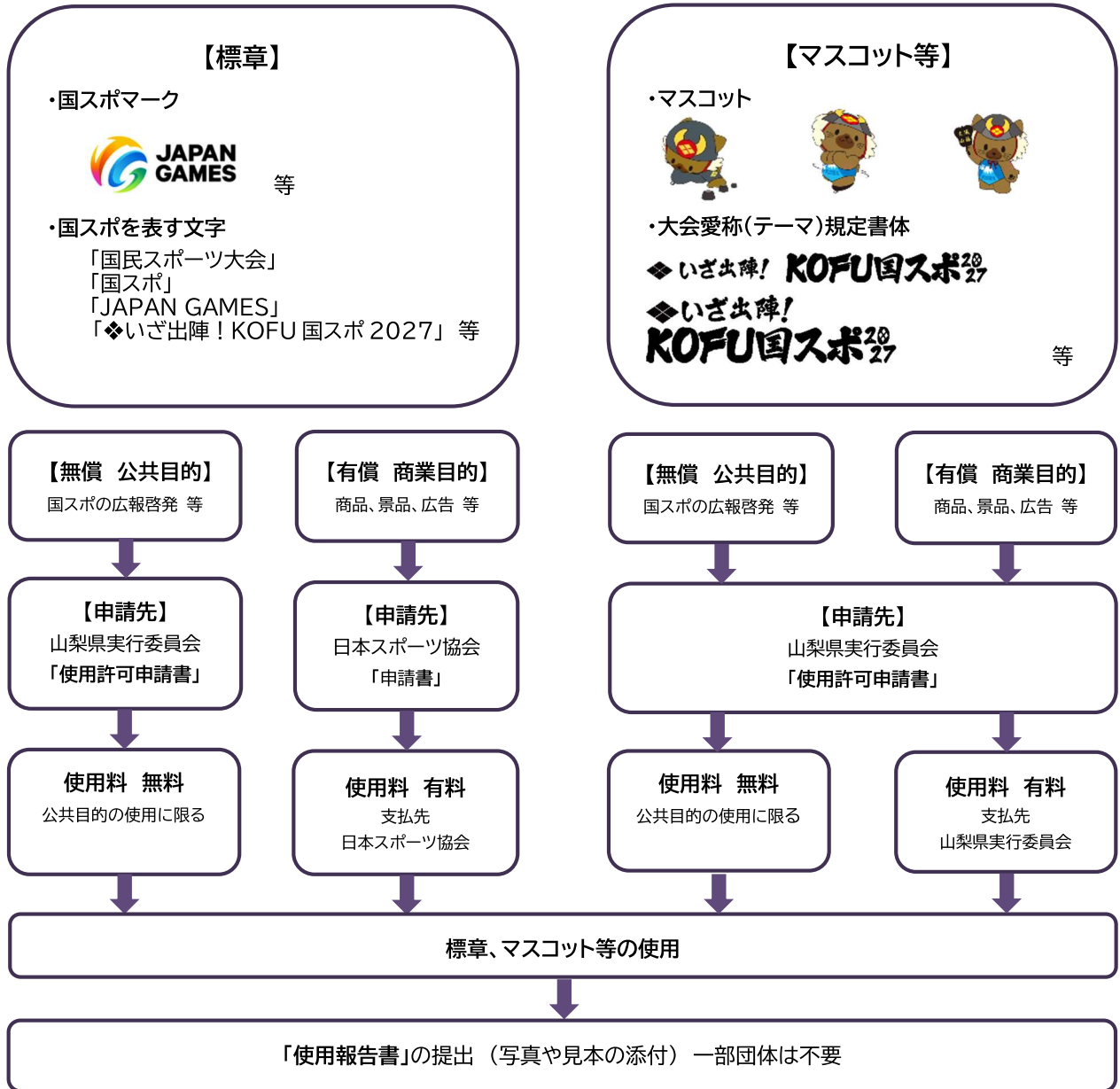
◆ いざ出陣! **KOFU国スポ<sup>20</sup><sub>27</sub>**

### ■2行

◆ いざ出陣!  
**KOFU国スポ<sup>20</sup><sub>27</sub>**

◆ いざ出陣!  
**KOFU国スポ<sup>20</sup><sub>27</sub>**

## 「標章」、「マスコット等」の使用までの流れ



※次に該当する国、地方公共団体、会場地市、学校などは申請書の提出を省略できます。

- ① 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)甲府市実行委員会が使用するとき。
- ② 国、地方公共団体、JSPQ、公益財団法人山梨県スポーツ協会、山梨県内各市町村体育・スポーツ協会及びこれらに加盟するスケート競技団体が使用するとき。
- ③ 児童福祉施設又は学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に掲げる学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第3条による認定こども園が使用するとき。
- ④ 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会の JAPAN GAMES パートナー、冬季国スポパートナー、冬季国スポスポンサー、冬季国スポサポーター、冬季国スポサプライヤー及び冬季国スポコラボレーターが企業協賛の特典として使用するとき。
- ⑤ 報道機関が報道又は大会の広報目的で使用するとき。
- ⑥ その他会長が特に認めたとき。

## 公共目的使用

---

### ●主な使用例

#### ☆国、都道府県、市町村など

- ◎広報誌への掲載
- ◎国スポのPR看板、のぼり旗等の作成
- ◎啓発グッズの作成(無償配布するものに限る)

#### ☆都道府県スポーツ協会、山梨県内各市町村体育・スポーツ協会など

- ◎スポーツ大会のプログラムや機関誌への掲載
- ◎チームのTシャツ作成

#### ☆学校など

- ◎校内行事のプログラムへの掲載
- ◎運動会の旗への大会マスコットの記載

### ●使用許可申請について

標章、マスコット等を公共目的で使用される場合は、あらかじめ、「公共目的使用許可申請書」に必要事項を記入のうえ、山梨県実行委員会へ提出してください。

なお、次に該当する場合は申請の必要はありません。

- ① 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)甲府市実行委員会が使用するとき。
- ② 国、地方公共団体、JSPO、公益財団法人山梨県スポーツ協会、山梨県内各市町村体育・スポーツ協会及びこれらに加盟するスケート競技団体が使用するとき。
- ③ 児童福祉施設又は学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に掲げる学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 3 条による認定こども園が使用するとき。
- ④ 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会の JAPAN GAMES パートナー、冬季国スポパートナー、冬季国スposponサー、冬季国スポサポーター、冬季国スポサプライヤー及び冬季国スポコラボレーターが企業協賛の特典として使用するとき。
- ⑤ 報道機関が報道又は大会の広報目的で使用するとき。
- ⑥ その他会長が特に認めたとき。

### ●使用報告について

標章、マスコット等を使用された場合は、使用報告書を年度終了後 30 日以内又は使用期間終了後 30 日以内のいずれか早い期日までに山梨県実行委員会へ提出してください

## 商業目的使用

---

### ●主な使用例

- ◎お菓子や飲料などの商品パッケージへの印刷。
- ◎大会マスコットを使用したTシャツの作成、販売。
- ◎商品販売促進のための景品。

### ●使用許可申請について

標章を商業目的で使用される場合は、JSPO 標章使用規程に従い、申請書に必要事項を記入のうえ、JSPO へ提出してください。

マスコット等を商業目的で使用される場合は、「商業目的使用許可申請書」に必要事項を記入のうえ、山梨県実行委員会へ提出してください。

### ●使用報告について

マスコット等を使用された場合は、使用報告書を各年度終了後 30 日以内又は使用期間終了後 30 日以内のいずれか早い期日までに山梨県実行委員会へ提出してください。

なお、標章を使用された場合は、JSPO の指示に従ってください。

## デザイン使用のルール

---

大会マスコット、大会愛称(テーマ)については、「◆いざ出陣！KOFU国スポ2027」のイメージを統一した形で皆さんに伝えるため、それぞれの大きさやレイアウト、色には規則性を持たせています。

誤った使い方をすると本来の制作意図から外れてしまい、イメージの混乱を招くおそれがありますので、次のような使用はできません。

---

### ●書体、字間を変える

◆いざ出陣！ KOFU国スポ<sup>20</sup>/<sub>27</sub>    ◆いざ出陣！ KOFU 国スポ<sup>20</sup>/<sub>27</sub>

---

### ●書体を分断する

◆いざ出陣！  KOFU国スポ<sup>20</sup>/<sub>27</sub>

---

### ●縦横の比率を変える

◆いざ出陣！ KOFU国スポ<sup>20</sup>/<sub>27</sub>



◆いざ出陣！ KOFU国スポ<sup>20</sup>/<sub>27</sub>



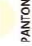




---

### ●字などを書き加える、他のものを重ねる、取り除く、色を変える



# 大会マスコットイラストガイドライン

## 共通カラー

 PANTONE 1795C (MUD) (71/16%)	 PANTONE Black 7C (100%)	 PANTONE 1405C (80%) (M2) (78/18/6%)	 PANTONE 502 (72%)
 PANTONE 3005C (C19) (74/53%)	 PANTONE Cool Gray 11c (66%)	 PANTONE 1543C (M3) (71/100/100) (40%)	 WHITE
 PANTONE 298C (C2) (74/53%)	 PANTONE 107 (76%)	 PANTONE 494C (M5) (70/100/100) (43%)	

## ショートトラック



PANTONE 432C (C2) (71/52%)

## スケートの刃(共通)



PANTONE Cool Gray 6C (66%)

ショートトラック



フィギュア



スタンダードポーズ



## Q&A

---

**Q1 有志で組んでいるスポーツチームのユニフォーム(販売しないことが条件)にマスコットデザイン等を使用できますか？**

A1 標章、マスコット等を使用される場合は、山梨県実行委員会に「公共目的使用許可申請書」を提出し、許可を受けていただくことにより使用が可能になります。  
父母会等で応援Tシャツを作る場合にも同様の手続きが必要です。

**Q2 スポーツ活動に直接関係のない媒体で、マスコットデザイン等を使用できますか？**

A2 使用者が国スポの機運醸成に寄与する目的で使用される場合には、原則的に媒体に制限はありません。詳細は個別にご相談ください。

**Q3 申請はメールでできますか？**

A3 手続等の事前相談はメールでも可能ですが、正式な申請はメールではできません。申請書に必要事項を記入、捺印の上、郵送又は持参してください。

**Q4 商品カタログや会社案内に標章、マスコット等を使用してもよいですか？**

A4 社外向け(顧客、取引先等)への配布を目的として制作される印刷物に使用する場合は、商業目的使用に該当するため、標章は、「申請書」を JSPO に提出していただき、許可を受けてください。  
マスコット等は、「商業目的使用許可申請書」を山梨県実行委員会に提出していただき、許可を受けてください。

**Q5 受注販売により事前に製造数量を確定することが困難です。申請書にはどのように記入すればよいですか？**

A5 申請時点での見込みの数量を記入してください。その数を超えて製造する場合は使用変更許可申請書を提出していただくことになります。